

令和4年4月15日

保護者様

亀山市立亀山南小学校
校長 石橋 明

台風（暴風・大雨・洪水）時等における児童の登下校について

標題の台風時における児童の登下校の処理について、下記のように取り扱いますので、ご周知
いただくとともに、児童の登下校における安全確保について万全を期していただきますようお願い
いたします。

記

1. 始業前に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合
 - (1) 児童は登校しない。
 - (2) 警報が午前11時までに解除されたときは、余裕をもって登校し、当日の授業を受ける。ただし、道路・橋の決壊・浸水の状況等を確認してから登校する。
 - (3) 午前11時においても警報が解除されない時は、当日の授業は中止する。
 - (4) 登校中に警報が発令された場合
 - ① 保護者が気がつけば、迎えにいき登校をやめさせる。
 - ② 登校した児童については、2の(2)(3)の処置をとる。
2. 始業後に「暴風警報」「暴風雪警報」が発令された場合
 - (1) 原則として直ちに授業を中止し、すみやかに児童を帰宅させる。
 - (2) 状況に応じて教師のつき添いによる集団下校などの処置をとる。
 - (3) 安全に帰宅することが困難と認められる児童については、学校に待機させ、保護者と緊密な連絡をとり、引き渡し等を相談する。
3. 「気象特別警報」が発表された場合
重大な災害の起こるおそれが著しく大きい「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」及び「大雪特別警報」等が出された場合は、前記1. 2. のとおり対応するものとする。
4. その他
 - (1) 「大雨警報」「洪水警報」が発令されている場合は、家のまわり、地域の安全を十分確かめて登校させる等、その処理については各家庭において判断する。
 - (2) 登下校については、必要に応じてPTA役員・地区委員さんを通して、処理について連絡しあい指示を伝えていくようにする。
 - (3) テレビ・ラジオ等で報道される警報は、「亀山市」としての発表となります。
※市町ごとに発表された警報・注意報は気象台のホームページで確認できます。

※ 上記1. 2. 3. の場合とも、亀山南小配信メールにて授業開始や休校等について連絡
しますが、状況によっては電話回線等の混雑で連絡ができないこともあります。
その場合は、各家庭で児童の安全を最優先に考え、適切な処置をとっていただくよう
お願いいたします。